

○議長（西村友志君） それでは休憩前に引き続きまして本会議を再開いたします。

次に、15番 松岡恒雄議員。

〔15番 松岡恒雄君登壇〕

◆15番（松岡恒雄君） 公明党の松岡でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一問一答方式で3点について質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは最初に1項目めとして、マスク着用が困難なことを意思表示するカード、バッジの普及について質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、マスク着用で外出するという習慣が浸透しております。その一方で、発達障害や感覚過敏、脳の障害、皮膚炎、呼吸器の病気などこういったものでマスクの着用が難しい人たちがおられます。マスクを着用していないことで周りから非難されることがあることから、カウンセリングを受ける必要があるが、マスクなしでは病院に行けない、また買物にも行きづらくなったなどの声を伺っております。

ある民間企業では、マスクをつけられませんが、そういったことを書かれたバッジとカードを作成し、希望者に無料配布を告知したところ、申込みが多かったということでございます。

しかしながら、マスクをつけられないなら外出しなければいいなど心ない批判も寄せられており、まだまだ理解は広がっていない状況でございます。

障害など、やむを得ない事情でマスクを着用できない人たちがいることを社会全体で理解を進めるために行政として取り組んでいく必要があると思います。

既に厚生労働省では、マスク等の着用が困難な状態にある発達障害のある方等への理解についてという文書を発出されておられまして、国民の理解をお願いしていると承知をしております。

そこで、松阪市におけるマスク着用が困難なことを意思表示するカード、バッジの普及に関する取組についてお尋ねしたいと思います。

最初に、松阪市としてまず実態を把握されているかどうか、御答弁いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎福祉事務所長（石川圭一君） 松阪市としてそういった実態の部分について把握をしているかといった御質問でございます。

マスクの着用が困難な障害のある方が見えるということにつきましては、障がい福祉課の相談支援担当の職員におきまして、障害支援区分の認定調査というのがございますけれども、そういった調査であったり、また相談などにおきまして施設や御家庭を訪問させていただくというときに実際に見聞きをしているということでございます。

また、障害福祉サービスの事業所のほうにおきまして、利用される方の障害の種別や程度、また心身の状況などがお一人お一人異なるということがございまして、マスクの着用につきましては、無理にマスクの着用を求めることはできないというふうな実態がございまして、様々に工夫をいただきながらも感染予防を図りながら柔軟に対応を行っているというところは把握をしているところでございます。

ただ、そう申しましても、障害や病気などが原因でマスク着用が困難な方が病院に行けなかったりとかあるいは周りから批判を受けたなどといった相談や報告につきましては聞いておりませんので、把

握はその点についてはできていないというのが現状でございます。

以上でございます。

◆15番（松岡恒雄君） 施設とか家庭訪問されたとき、職員さんのほうで確認をしていただいていると。マスク着用が困難な方、周りから非難を受けたそういった報告は聞いてはいない、そういったことで、把握も難しいのではないかとということでございました。

小さな声といいますか、知的障害のある子どもをお持ちのお母様から子どものマスク着用が難しいというお話を伺いました。配慮を求めるために取り組む必要があると思えますけれども、松阪市としてのお考えをお尋ねしたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

◎福祉事務所長（石川圭一君） 今議員のほうからも子どもさんのマスク等の着用が難しいというようなお話もいただいたところでございます。

少し議員のほうからも冒頭に御紹介いただいた話ともかぶる点でございますけれども、昨年度からの一つの流れとして御説明を申し上げますと、厚生労働省がちょうど昨年の5月でございます、新型コロナウイルス感染症の流行を受けて新しい生活様式を公表し、その中で、せきなどの実際のそういった呼吸器の症状などが出た方に推奨されておりましたマスクの着用の対象というのが無症状の方まで広げるといような対応が取られたところでございます。

また、WHO世界保健機関におきましても、感染が広がっている地域の公共の場でのマスクの着用を推奨するということが発表がありまして、マスクは外出時において欠かせない、いわゆる感染拡大防止のアイテムとなっていたところでございます。

一方、これも先ほど議員少し御紹介をいただきました、厚生労働省のほうからマスク等の着用が困難な状態にある発達障害のある方等への理解についてといういわゆる周知文が発出をされまして、これはWHO発出の文書を引用しているものでございますけれども、障害特性によりマスクの着用が困難な方に対する国民の理解を求めているというところでございます。

こういったところから、松阪市においても、やはり厚生労働省が進める理解の促進の取組に沿ったマスクの着用が困難な方への市民の理解と配慮を求めるということが必要であるというふうに考えております。

以上でございます。

◆15番（松岡恒雄君） 松阪市としての取組が必要であるということで、マスク着用が困難な方への市民の皆様の理解と配慮を求めるために啓発また発信等の取組ですね、これが大変重要になってくると思うんですけれども、松阪市としての取組、お尋ねしたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

◎福祉事務所長（石川圭一君） 啓発またそれについての発信等の取組ということでございます。

現在様々な形であろうかと思えますけれども、国であったり様々な団体などでマスクを着用できないことへの理解また啓発が進められているところでございます。

松阪市におきましても、障がい者計画の基本理念、昨年度、障がい者計画を策定いたしましたけれども、自立と共生のまちづくりの実現に向けて差別や偏見のない社会づくりを進める一環として、障害へ

の理解の促進と啓発の推進を図る施策分野を掲げているところでございます。

発達障害や知的障害、また皮膚の病気などの理由によりまして、マスク着用が困難な方がいることについて、市民の理解と配慮を求める発信は、やはり行う必要があると考えております。

そこで、国や県の方針を再度確認をしながら、松阪市のホームページにおいて、マスク等の着用が困難な状態にある障害のある方などへの理解を求める掲載を行っていくとともに、例えば広報まつさかにおいても周知を図っていきたいとこのように考えております。

以上でございます。

◆15番（松岡恒雄君） ぜひ松阪市でも理解、周知が進められるよう啓発、発信に力を入れていただきたいとそうふうに思います。

すみません。書画カメラをお願いいたします。

これは千葉県松戸市意思表示カードとバッジでございます。このカードとバッジには、マスクをつけられませんかとの文字が印刷をされております。当事者が携帯するカードには理由を記入するスペースを設けたそうで、今年の5月21日現在では松戸市役所内でこれまでにカードとバッジを75セット配布をされたそうでございます。ありがとうございます。

理解促進のため、マスクが着用できない旨が記載されているグッズ等の作成や配布も検討していただきたいと思いますが、松阪市のお考えをお尋ねしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

◎福祉事務所長（石川圭一君） 先ほど千葉県松戸市の事例ということで御紹介いただきました。

意思表示マーク、またカード、バッジ等の導入というようなところでございまして、現在障害福祉の分野で利用されているちょっとほかのものを御紹介したいと思うんですけども、外見からは分からないような障害のある方や病気の方が支援や理解を求めやすくするためのヘルプマークというのがございます。また、身体内部の障害への理解を広げるということで、ハート・プラスマークというのもございます。さらには聴覚障害者の方が御利用いただく耳マークですね、こういったマーク、様々なマークやカードというのが全国的に統一したような形でデザインで普及をしておるというようなところがございます。

今議員のほうからも御提案をいただきました形で、マスクの着用が困難なことを意思表示をするバッジであったりカードの導入につきましては、先ほどのように先進的に取組を進められた自治体であったり団体などによりまして、おのおの独自のデザインというようなところはあるんですけども、マークやカードの啓発がされておりまして、残念ながら少し統一がされていないというような状況がございます。

このやはり意思表示のバッジやカードというのは、ほかの方から見て分かるような形のものということになろうかと思うんですけども、やはり外出時にほかの方から見えるようにとか、身につける必要がございまして、またマスクの着用が困難な意思表示のカードといえますのも、やはり感染予防というようなところもありまして、2メートル以上本来であれば離れていても分かるようなものというふうなことも必要なのではないかなというふうに思っております。

そこで、今現在厚生労働省の中におきましても、このマークについてもいろんな団体等のお話もいただく中で、少しマークの統一についても研究が進められているようなことも伺っております。

松阪市としましては、国の指導の下に全国的にデザインが統一されてくれば、そのマークの導入を検

討してまいりたいとこのように考えているところでございます。

以上でございます。

◆15番(松岡恒雄君) マスクの着用が困難なことを意思表示するカードやバッジの普及促進は、国をはじめ自治体、各種の団体が進められております。当事者の方々が意思表示カード・バッジをつけても、周囲の理解がなければ効果はないと思います。全国的なデザインが統一されるまでもう少し時間がかかると思います。ぜひ庁内で検討していただくことを要望して、以上で1項目めのマスク着用が困難なことを意思表示するカード、バッジの普及についての質問を終わらせていただきます。

続いて2項目め、子宮頸がんワクチン接種、その後についてということで質問させていただきます。

2月の代表質問で取り上げさせていただきました質問のその後ということで少し振り返らせていただきたいと思っております。

子宮頸がんの原因は、性的接触によって感染するHPVウイルス、ヒトパピローマウイルスによるもので、そのためワクチン接種をしてウイルスの感染を防ぐことで子宮頸がんを予防できると考えられております。

ヒトパピローマウイルスの積極的勧奨の差し控えから7年が経過しております。このワクチンの存在自体を知らない対象者も増えたことから、国でもその周知の必要性が議論されるようになりました。そして昨年の2020年の10月、このHPVワクチンに関する情報提供の方針が変更となりました。

2月の代表質問で、定期接種対象外となった方への対応について検討をお願いいたしました。その後の環境整備等について質問させていただきたいと思っております。

この6月1日発行の松阪市議会だより「みてんか」の85号の公明党の代表質問でも掲載をさせていただきましたけれども、定期接種対象外の方への救済措置の考えについて、まずは定期接種対象者に対し様々な機会を通じ情報を周知してまいりたい、そういった御答弁を2月の代表質問でいただきました。

まず最初の質問ですけれども、定期接種対象者の方への周知が重要と考えています。令和2年度を終えて、この松阪市がどのように取組をされたのか、また今年度どのようにされていくのか、お尋ねしたいと思います。よろしく願いいたします。

◎健康福祉部長(藺部功君) 子宮頸がんワクチン接種につきましては、令和2年10月9日に国が勧告を出し、定期接種の対象者またはその保護者に周知を行うとともに、接種機会の確保を図る旨の通知がされたことを受け、市におきましては、昨年の10月29日にHPVワクチン接種のお知らせのはがきを小学6年生から高校1年生に当たります3549人の女子を対象に送付をいたしました。結果といたしまして、令和2年度の実績は実接種者数が142人、延べで236人となり、令和元年度の延べ24人から増加はいたしましたが、接種率は4%と低い状況となっております。

令和3年度を取組といたしましては、新たに小学6年生となられた保護者様に他の予防接種と合わせた案内チラシを学校を通じて4月に配布いたしました。また、お知らせはがきによる個別通知は、新たに小学6年生となられた女子及び定期接種最終年となる高校1年生について通知するよう現在準備中でございます。

また、ホームページでは子宮頸がんワクチンに関する詳しい内容を掲載させていただいているところでございます。

以上です。

◆15番（松岡恒雄君） 昨年の実績ということで、3549人の方にHPVワクチン接種のお知らせ、はがきを送っていただいたということですね。令和2年度の実接種者ということで142人で延べで236人ということですね。でも実際接種率は4%ということで、まだまだであるかなというふうな確認をさせていただきました。

また、本年度なんですけども、新小学6年生の保護者の方へ案内チラシを配布されたということで、私がいいろいろこの問題について御相談させていただきました医薬製作会社の方と一度お話しする機会があったんですけども、その方の今までの経験からすると、学校からの配布物というのは、やはりあまり効果がないということをお伺いしましたので、ぜひとも学校のほうでこの検証ですね、はがきがちゃんと届いているのかとか、その辺のところもしっかりと検証のほうもしていただきたいとそうように思っています。

はがきの個別通知は本当に大変効果があるということでございますので、一日も早く通知をしていただきたいとそうように思いますので、よろしく願いいたします。

次に、定期接種対象外の方への対応について2月以降の取組について何かございましたら、御答弁いただきたいとします。よろしく願いいたします。

◎健康福祉部長（園部功君） 定期接種の対象外となられた方の助成につきましては、定期接種対象者の接種率も2月以降もまだまだ低い状況でもございますことから、まずは定期接種の対象者に対し、様々な機会を通じ、公費負担で接種できるワクチンの一つであると知っていただくことで、これまであまり関心がなかった接種を検討し判断していただけるよう、有効性、安全性に関する情報や接種を希望された場合に必要とされる情報を引き続きしっかりと周知してまいりますので、どうか御理解いただきますようお願い申し上げます。

◆15番（松岡恒雄君） 2月の代表質問と同じという形で理解をさせていただきました。

すみません。書画カメラをお願いいたします。

大阪市のホームページで、対象者なんですけども、松阪市と一緒になんですけども、小学6年生から高校1年生相当の女子と、令和3年度、平成17年4月2日から平成22年4月1日生まれ、米印で接種時に大阪府に住民登録のある方、米印で、なお令和2年度の高校1年生相当の対象者、平成16年4月2日から平成17年4月1日生まれの女子の接種期間については、新型コロナウイルス感染症発生に伴い、令和4年3月31日まで延長になっておりますという形で、延長の告知がされております。

こちらに厚生労働省の去年の2月、令和2年3月19日の事務連絡がございまして、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う定期の予防接種の実施に係る対応についてというところで、ちょっと読ませさせていただきますね。

接種に当たって、接種のための受診による感染症への罹患のリスクが、予防接種を延期することによるリスクよりも高いと考えられる場合等、規定の接種時期に定期接種ができない相当な理由があると市町村が判断し、やむを得ず規定の接種時期を超えて定期接種を行った者については、予防接種法施行規則第2条の5第3号に該当するものと取り扱って差し支えないことという形で、大阪府に関しましては

多分この令和2年3月19日の事務連絡に基づいて高校2年生までの分を延長しているんだと思います。

どうしても定期接種対象者と対象外の方との不公平感があります。公明党も国レベルでチームをつくっておりますが、松阪市としても国への要望もしていただきたいと思います。竹上市長からも御答弁いただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

◎市長（竹上真人君） この子宮頸がんワクチンの積極的な接種奨励というんですかね、私の理解ではまだ国のほうもきちんと決めてないと。いろいろ子宮頸がんのワクチンについては、その危険性のようなことが相当マスコミに取り上げられて、かなり国としても奨励を積極的にしないというんでしょうかね、そういう時期が長らく続いてきたというふうに思っています。ようやく昨年来通知が来て、動きは少しあったんですけども、それでも積極的にやるのはどうかみたいなまたそれが来まして、どうかなと非常に我々地方としても戸惑っているのが現実でございます。

それで、今後国の専門家会議というところで評価を行って、改めて接種の奨励について判断をされるとそんなことで伺っております。まずそこをしっかりと決めてほしいということは、やっぱり国にはそういったことを申し上げていかななくてはならんだろうということだと、こういうふうに理解はしています。

今確かにコロナ禍で、なかなか他の予防接種は、これは定期健診含めましてかなり延びていっているのはこれはもう確かなんです。そういったことも含めて、多分まだ国のほうはコロナのワクチン接種が最優先で、その他の予防接種については少し控えているという状況なのかなというふうには感じております。これからもそうした国の動きも注視をしながら、まずようようと我々もはがきを出して再び子宮頸がんについて知っていただくというふうなことであるとか、予防法とかをそれをまず対象の方、そしてまたその保護者の皆さん方に御理解をいただくということからやっぱり始めていかななくてはならないとこんなふうに考えております。

以上でございます。

◆15番（松岡恒雄君） 市長のおっしゃるとおりだと思うんですけどもね、やはり個別の方のお話を聞くと不公平な部分があるという話の中で、僕らもちょっとどういった対応を取ればいいのかということでも国等へも相談させていただいています。

最後に、高校2年生の娘さんをお持ちのお母様からのお声を紹介したいと思います。

子宮頸がんワクチンの件ですが、娘が来年の春には県外へ進学するのと、ある年齢までに打たないとワクチンの効果がなくなるということもあって、今年中にワクチンを打つ予定ですと。一旦代金を支払って領収書を持っていれば、後からでもその代金を市から支給してもらえないか？国が奨励していないので難しいとは思いますが、市から案内のなかった期間の娘さんたちに同じ市民として平等に対応していただけるようお願いいたしますとこのようにありました。

大阪市以外にも、地方自治体の中でも子宮頸がんワクチン接種の延長をされているところがあるとお聞きしておりますので、先ほど市長も御答弁ありましたけども、ぜひとも対象外の方たちのお声を聞いていただきたいと。これ2月の代表質問でも言わせていただいたんですけども、お声を聞いていただけて検討いただければなというふうに思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上で2項目めの子宮頸がんワクチン接種、その後についての質問を終わらせていただきます。

続いて3項目め、食品ロス削減、その後についてということで質問させていただきたいと思います。

昨年の11月の一般質問で取り上げさせていただきました質問のその後ということで、これも少し振り返らせていただきたいと思います。

売れ残りや食べ残し、賞味期限が近いなどの理由で、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品を減らすための食品ロス削減推進法が施行され、今年10月で丸2年が経過をいたします。

コロナ禍の今、食品ロスの急増も懸念されていますけども、政府は4月、まだ食べられる食品が捨てられる食品ロスが2018年度に600万トンだったと推計値を発表いたしました。前年度から12万トンが減りまして、推計をスタートした2012年度以降で最も少ない最少の量となりました。

法律施行後、今は1年半ということですね、そのタイミングなんですけども、松阪市における食品ロス削減に関する取組についてお尋ねをしたいと思います。

まず初めに、食品ロス削減推進法の施行から1年半、この10月で2年がたとうとしておりますけども、この現状をどのように捉えているか、お尋ねしたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎清掃行政担当理事（谷口昌由君） 食品ロス削減推進法が令和元年10月に施行され、令和2年3月に食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針が閣議決定されました。

この方針の中には、市町村は積極的に食品ロス削減推進計画を策定することが望まれるとあります。また、計画を策定するときの留意事項として、一般廃棄物処理計画との整合性を図り、計画の中に食品ロス削減の取組の位置づけが挙げられております。

松阪市としては、令和4年度に策定を予定しております松阪市ごみ処理基本計画の中に食品ロス削減の取組を記載し、食品ロスの削減に対して積極的な活動が展開できるように取り組んでまいりたいと考えております。

また、今年度より家庭でできるごみ減量の取組として「3切り運動」を啓発してまいりたいと考えております。

松岡議員に11月議会で触れていただきました食べ切りに関連いたしますが、食材等を使い切る、食べ物を食べ切る、生ごみなどの水切りを行う、使い切り、食べ切り、水切りの「3切り運動」でございます。中でも使い切り、食べ切りについては食品ロスを削減する意味でも有効と考えて、ウィズコロナの中での効果的な啓発PRを実施したいと考えております。

◆15番（松岡恒雄君） 今年度から「3切り運動」ですね、この啓発に力を入れていただくということで確認させていただきました。しっかりと取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

続いてなんですけども、11月の質問と重なるかもしれないんですけども、このコロナ禍の中、消費者や事業者の意識は変わったのかどうか、その辺のところをお尋ねしたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎清掃行政担当理事（谷口昌由君） 令和2年11月議会においても松岡議員の質問にお答えしましたとおり、コロナ禍の中で消費者や事業者の意識が具体的にどのように変わったかを把握することは難しいと考えますが、近年、食品ロスという言葉が頻繁にマスコミなどで取り上げられるようになり、住民の認識も進んでいると考えます。

また、令和3年3月に消費者庁が実施した「食品ロスの認知度と取組状況に関する調査」によりますと、食品ロスの認知度について知っていると回答した人の割合が79.4%となっております。

内閣府においても、令和2年9月から11月に「食生活に関する世論調査」を実施しており、食品ロスに関する項目で、食べ残しが出ないように心がけて食事しているが62.8%、買ってから日がたっても自身の判断で食べているが51%、食材を捨てることがないように調理の仕方や献立を工夫しているが49.3%と調査結果が出ております。

このことから、コロナ禍の中でも住民への意識づけがされているものと考えております。

◆15番（松岡恒雄君） コロナ禍の中でも地域の皆さん意識が変わってきているのかなど、そのように感じています。

昨今、SDGsも含めまして、いろんなところで意識づけができてると思いますので、今後これが一層進むことを望んでいます。

次に、これもちょっと重なった質問になってしまうかもしれませんが、新型コロナの状況の中で感染症拡大の影響ですね、この辺のところをどう捉えられているのか、お尋ねしたいと思います。よろしく願いいたします。

◎清掃行政担当理事（谷口昌由君） 新型コロナウイルスの感染症拡大の影響は様々なものが考えられますが、食品ロスに関しての影響といたしまして、飲食店等の事業所においては営業時間短縮や自粛、予約キャンセル等による食材廃棄等がございます。

御家庭においては、外出自粛により外食を控えることやテイクアウトやデリバリーの利用も含めて、御家庭で食事をする機会が増えて、食品ロスが発生していると考えられます。

また、松阪市クリーンセンターでのごみの処理という観点から申し上げますと、令和2年11月議会でご答弁いたしました以降についても同様の傾向が続いております。

具体的には、令和2年10月から令和3年3月までのごみ処理量として、各御家庭から出るごみで地域の集積所や家庭からの直接持ち込まれたものを前年同時期と比較いたしますと微増しており、市内の飲食店を含んだ事業所等から許可された業者が集めて持ち込んだものが499トン減少しております。

このごみ量の増減が全て食品ロスに関係するとは言えませんが、新型コロナウイルス感染拡大が少なからず影響し、食品ロスによる廃棄物の増減が反映されているものと考えております。

◆15番（松岡恒雄君） 家庭ではやっぱり食品ロスが発生しているのかなど、事業所関係では少し減っているのかなど、そういう状況ですね。

続いて、他市の状況の御紹介をさせていただきたいと思います。

兵庫県姫路市では、この食品ロス削減という部分で、食品関連事業者が食品ロスになりそうな食品を出品して、消費者がそれらのリストを見て買うことで、食品の需要と供給をマッチングするサービス、こういった展開をしております。

市民と事業者が一体となる取組が必要だと思いますけども、松阪市としてのお考えをお尋ねしたいと思います。よろしく願いいたします。



◎清掃行政担当理事（谷口昌由君） 松岡議員御紹介の姫路市の取組は、食品ロス削減を目的として、食品関連事業者から発生する食品ロスのさらなる削減を図るべく、姫路市食品ロス削減マッチングサービスの運用がなされたものでございます。

ウェブサイト及びアプリに市内の食品関連事業者が廃棄になる可能性のある食品を通常価格よりも安価で販売する情報を発信し、市民はそれらの情報を基に希望商品の注文予約がスマホやパソコンでできるシステムで、需要と供給をマッチングさせることで事業系食品ロスの大幅な削減を目指しているものでございます。

このマッチングサービスは全国の自治体では初めての取組であり、令和3年3月から運用開始されております。このサービスの導入効果等は明らかになっておりませんので、そうしたものを調査研究してまいりたいと考えております。

◆15番（松岡恒雄君） ぜひともこのウィズコロナの中で事業系の食品ロス削減の取組、そういったものと市民と事業者、行政が一体となる取組として、ごみ減量、食品ロス削減について研究していただきたいと思っております。

まだ12分残ってるんですけども、以上で5月議会の一般質問を終了させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

〔15番 松岡恒雄君降壇〕

○議長（西村友志君） 暫時休憩いたします。午後3時45分、本会議を再開いたします。

午後3時33分休憩

午後3時45分開議